

■外国人技能実習制度と当協会



建設機械施工技能評価試験の実施

外国人技能実習制度とは、開発途上国等の青壮年労働者を一定期間日本の産業界に受け入れて、産業・職業上の技能・技術・知識を習得させ、開発途上国への技術移転を図り、その国の経済発展を担う人材育成に寄与することを目的とした制度です。

当協会は、公益財団法人国際研修協力機構（JITCO）から、建設機械施工職種（押土・整地作業／積み込み作業／掘削作業／締固め作業）について「公的評価システム」として認定を受け、1993年より移行対象職種としての技能評価試験を実施しています。技能評価試験のレベルには、初級、中級及び専門級があり、その内、初級試験は在留資格を「技能実習1号」から「技能実習2号」へと資格更新する際に必ず合格しなくてはならない試験です^{※注1}。初級は職業能力開発促進法の技能検定基礎2級相当のレベルに、中級は基礎1級相当、専門級は3級相当のレベルになります。

※注1 出入国管理及び難民認定法上の技能実習生の在留資格「技能実習」は、受入機関の別により、企業単独型（イ）及び団体監理型（ロ）の二つのタイプがあり、それぞれが、技能実習生の行う活動内容から1号（修得）と2号（習熟）に別れています。従って、「技能実習」の名称を持つ四つの在留資格が設けられていると言えます。技能実習期間は技能実習1号、技能実習2号の期間を合わせて最長3年です。



